

和歌山大学国際イニシアティブ基幹グローバル化推進センター規則

制 定 令和 5年10月13日

法人和歌山大学規程 第2682号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学国際イニシアティブ基幹グローバル化推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、和歌山大学国際イニシアティブ基幹の目的を達成するため、全学的な調整を行い、学内部局間連携を推進する。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項について全学的な調整及び連携推進を行う。

- (1) グローバル化推進に資する国内外諸機関との組織的連携に関すること
- (2) グローバル化推進に資する教育及び研究に関すること
- (3) グローバル化推進に資する入試及び広報に関すること
- (4) グローバル化推進に資するプロジェクトに関すること
- (5) その他、本学のグローバル化の推進並びに地域のグローバル化に寄与するための活動に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の専任教員の中から、役員会の議を経て学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(センター員)

第7条 センター員は、センター長が本学の教員の中から選出し、基幹長及び所属部局長の承諾を得て任命する。

- 2 センター員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 センター員は、センターの目的に沿った業務を行う。

(運営委員会)

第8条 センターに、必要に応じて運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(専門部会等)

第9条 センターに、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。